平成２９年（フ）第２号
熊本県阿蘇市内牧250番地５　グランメゾン内牧503、前住所熊本県阿蘇市内牧385番地１湯巡追荘
債務者　瀬戸口秀豊
１　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
埼玉県東松山市若松町２丁目10番30号　８
債務者　北原　伸浩
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３０号
佐賀県鳥栖市幡崎町966番地　リンデンハイツ101
債務者　高野郁美子（旧姓田島）
１　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　隈　　淳平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
長野県飯田市鼎下山986番地１
債務者　相原　世界
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川敬子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午後３時
５　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第５６号
北海道紋別市渚滑町５丁目12番地の24
債務者　高橋　健吾
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成川　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号
埼玉県熊谷市新堀新田646番地31、旧住所埼玉県熊谷市拾六間386番地２
債務者　久保田由美子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十川剛俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６７号
埼玉県熊谷市新堀新田646番地31、旧住所埼玉県熊谷市拾六間386番地２
債務者　久保田　均
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十川剛俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３号
秋田県山本郡三種町鹿渡字沖ノ田８番地
債務者　見上　秋子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第７号
秋田県鹿角市花輪字柳田46番地
債務者　伊藤　　信
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４６号
山梨県笛吹市石和町下平井83番地１　ハイムナガツカ102号、前住所山梨県笛吹市石和町小石和443番地１　グリーンフィールドＡ号
債務者　滝澤　純子（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
山梨県甲府市里吉２丁目４番２－49号
債務者　濱上　直廣
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
山梨県中央市東花輪183番地１　神田住宅８号
債務者　エンドウ　ギルレルミ　カズヤこと　ＥＮＤＯ　ＧＵＩＬＨＥＲＭＥ　ＫＡＺＵＹＡ
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
山梨県笛吹市石和町小石和147番地１、旧住所静岡県焼津市大村新田77　Ｐｉｎｅｒｏａｄ１　209号
債務者　齊藤　美幸（旧姓久保野）
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５５号
山梨県甲府市小瀬町102番地　７－304、前住所山梨県甲府市国母８丁目20番７号　ユートピア国母Ｂ－Ｃ
債務者　奥山　夏生（旧姓小熊）
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
静岡県下田市一丁目８番17号
債務者　土屋　典之
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
静岡地方裁判所下田支部